

分科会の設置について（案）

平成31年2月26日

移動等円滑化評価会議決定

1 地域分科会の設置

（1）地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、以下の分科会を設置する。

- ・北海道分科会
- ・東北分科会
- ・関東分科会
- ・北陸信越分科会
- ・中部分科会
- ・近畿分科会
- ・中国分科会
- ・四国分科会
- ・九州分科会
- ・沖縄分科会

（2）各地域分科会の庶務は、必要に応じて関係機関の協力を得て、各地域の地方運輸局交通政策部及び地方整備局企画部（北海道分科会においては北海道開発局開発監理部）において処理する。ただし、沖縄分科会の庶務は、内閣府沖縄総合事務局運輸部及び開発建設部において処理する。

（3）各地域分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。